

答申素案に対する意見の概要	考え方と修正内容について
<u>答申素案P1 1. はじめに</u> 「市民の分別協力意識の低下を招いております」は、「『一部の』市民の分別協力意識の低下を招いております」では、ないでしょうか。	ご指摘のとおり、アンケート結果からも『全ての』市民の分別協力意識の低下を招いているのではなく、『一部の』市民でございます。修正いたします。
<u>答申素案P1 2. (1)適正処理の阻害</u> 「市内で発生した一般廃棄物については～(中略)しかし、持ち去られた資源物等が適正に処理されているか分からず～」とありますが、ここでは「一般廃棄物」ではなく、「いくら安価であっても経済的な価値を持つ廃棄物」が持ち去られていることが問題なのであって、それが何故問題なのかを記載する必要があると思います。	本市においては条例や規則で「資源」の定義がないため、家庭から出るごみを全て「一般廃棄物」とみなしており、素案でも「一般廃棄物」と記載しました。しかし、ご指摘のとおり、問題点は「経済的な価値を持つ廃棄物」が持ち去られていることであり、2文目を以下のように修正いたします。「しかし、その中で経済的価値のある資源物等が持ち去られることにより、それが適正に処理されているか確認ができないとともに、正確な資源化量を把握することが困難な状況です。」
<u>答申素案P2 3. (1)持ち去り行為に対する広報・啓発等</u> 「「回収先が東大阪市」であることを明確に示した意思表示シートを作成し、市民に利用を促す」とありますが、市政だよりで「資源持ち去りを許さないまちづくりに協力ください」という記事を掲載し、市民が行政回収に排出する場合は「これは私達市民が東大阪市に出した〇〇です。赤字で資源持ち去り厳禁」と書いたシートを貼付することが効果的だと思います。	持ち去り行為の問題点や排出ルールについては、市民に理解していただくことが重要であり、広報啓発を効果的に行っていく必要があります。 いただいた意見を参考に広報啓発を実施する際の参考とさせていただきます。